



平成 24 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 ダントーホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 口 博 光
(コード番号 5 3 3 7 東証・大証第 1 部)
問合せ先 総務部長 前 山 達 史
(TEL (06)4795-5000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 29 日開催予定の第 184 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によってこの決定が支配されることを防止するための取組みとしての当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更および廃止について、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認することができることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策の機動性・柔軟性及び買収防衛策の実効性を確保するため、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を、現行の 4 千万株から 1 億 2 千万株へ変更するものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成24年 3 月 29 日

以 上

(定款変更の内容)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000万</u> <u>株</u> とする。 (新 設) 第 <u>19</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億2,000</u> <u>万株</u> とする。 <u>(買収防衛策)</u> 第 <u>19</u> 条 <u>当社は、株主総会の決議により、当</u> <u>社の株式等の大規模買付行為に関する対応</u> <u>策の導入、変更および廃止につき、定める</u> <u>ことができる。</u> 第 <u>20</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)